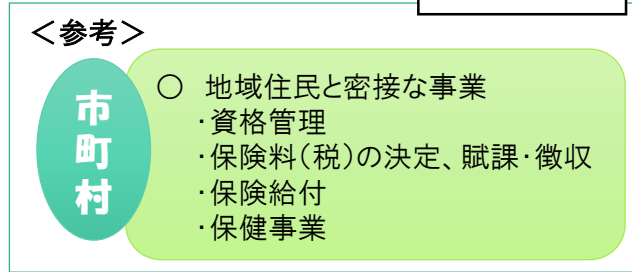
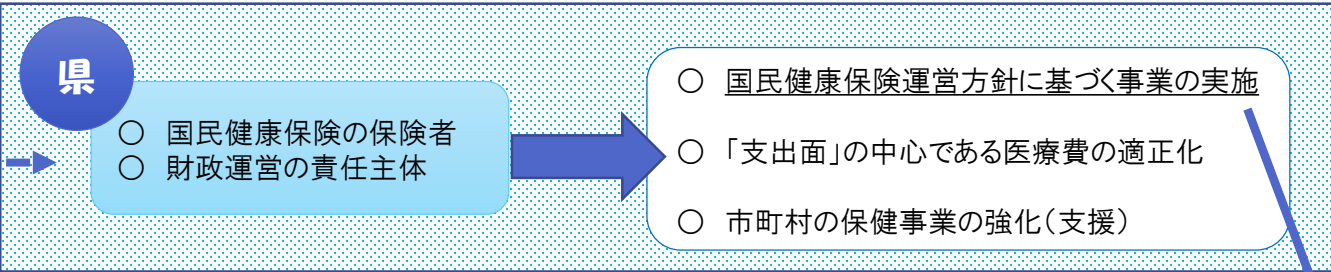
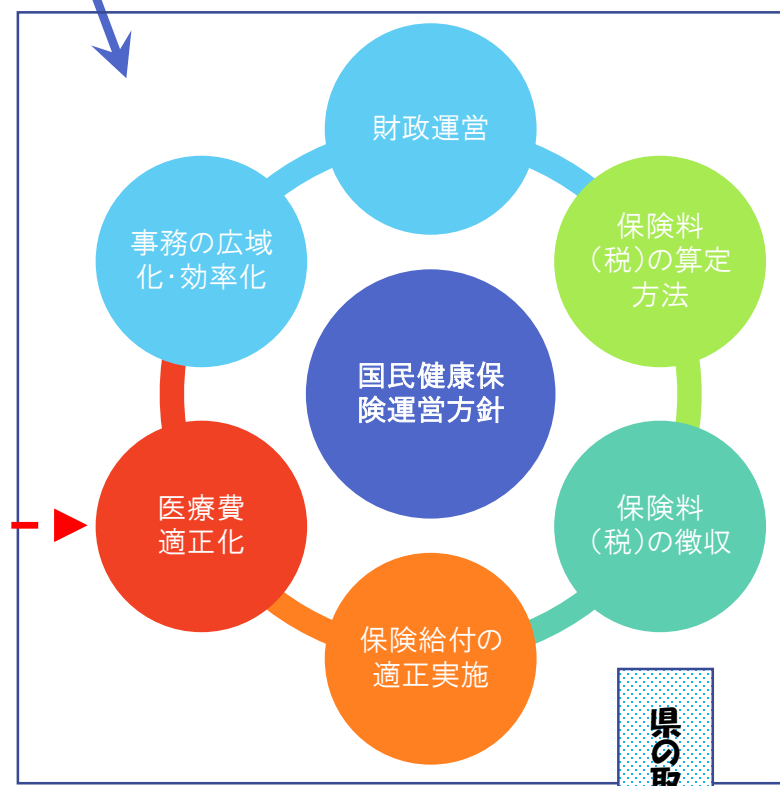


【国民健康保険制度改革(H30年度～)】
 ◎国民健康保険の安定化
 ・財政支援の拡充
 ・運営の在り方の見直し



医療費適正化

① 特定健康診査 ・特定保健指導	② 糖尿病性腎症 重症化予防	③ 医療費分析	④やまなしデータde ヘルス
<ul style="list-style-type: none"> ・実施率向上 ・保健指導の質の向上 ・人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定 ・関係機関との連携 ・プログラムの周知・推進 ・重症化予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の現状把握 ・健康課題の抽出 ・見える化 ・市町村への情報提供 ・保健事業の取組支援(健康課題に応じた取組支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康への意識付け ・幅広い年代、無関心層への働きかけ(個人に対する直接的な働きかけ) ・行動変容を促す



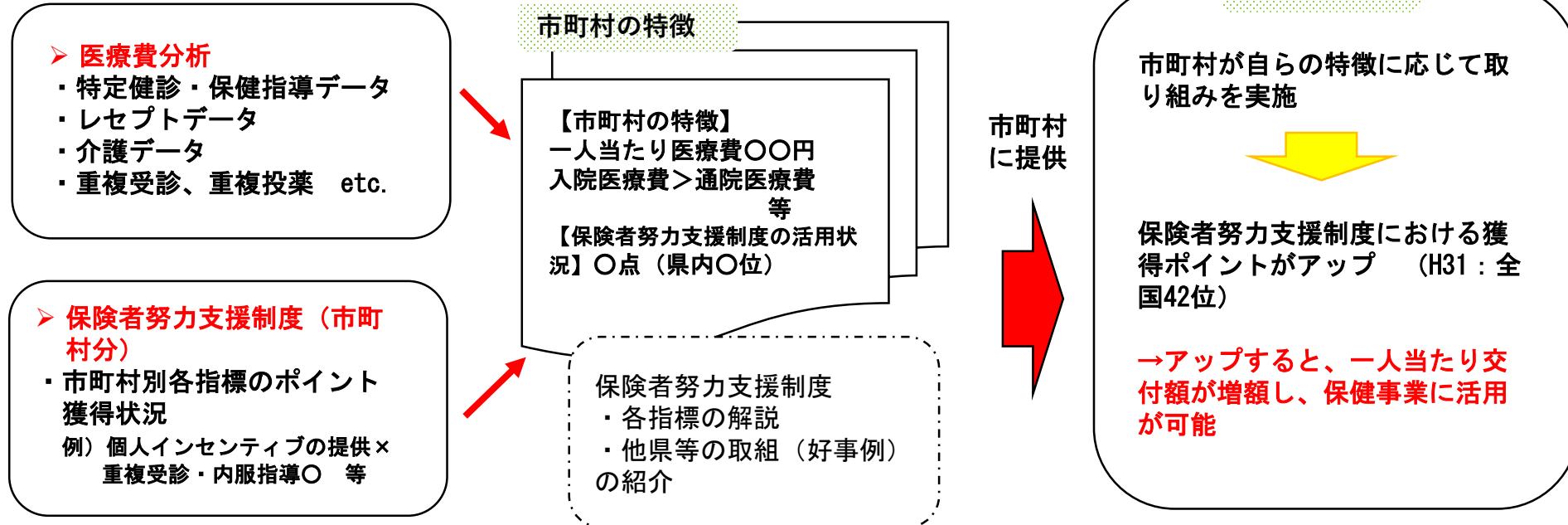
研修会の実施	プログラム策定 連携協定 研修会の実施			H30年度
研修会の実施	データ抽出 研修会の実施 地区医師会への協力依頼	データ分析 健康課題の抽出	システム構築(基盤整備) 登録者募集	R1年度
研修会の実施	研修会の実施 重症化予防の取組状況把握	研修会の実施 取組状況把握 好事例の情報提供	登録者利用	R2年度
※国民健康保険運営方針の見直しに伴い、現状把握・検証				
研修会の実施	重症化予防の取組状況把握	取組状況把握 取組支援	登録者利用 医療費(削減)状況評価	R3年度
			登録者利用 医療費(削減)状況評価	R4年度
			医療費(削減)状況評価	R5年度

- 赤字の解消・削減への支援
- 保険料(税)の算定方式の標準化
- 保険料(税)水準の統一に向けた協議
- 収納率向上に向けた研修会
- レセプト点検の集団指導
- 第三者求償事務研修会
- 事務の標準化に向けた協議
- 広報事業
- 取組事例等の情報提供
(好事例の横展開、情報共有)

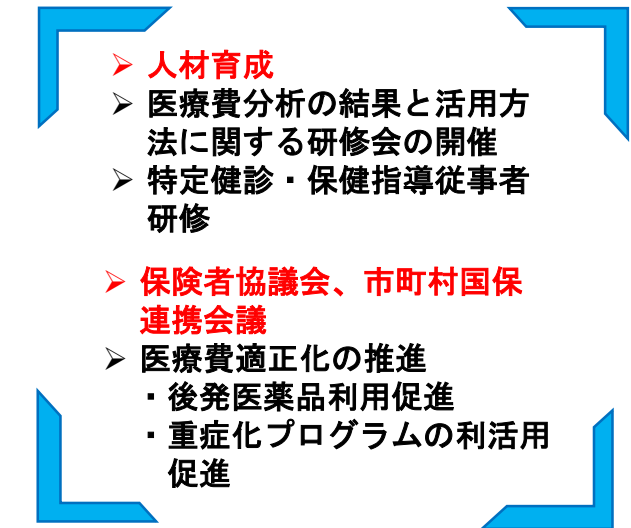


医療費分析を活用した国保保健事業

1. 医療費分析を通じて市町村を支援



2. 保険者協議会、研修

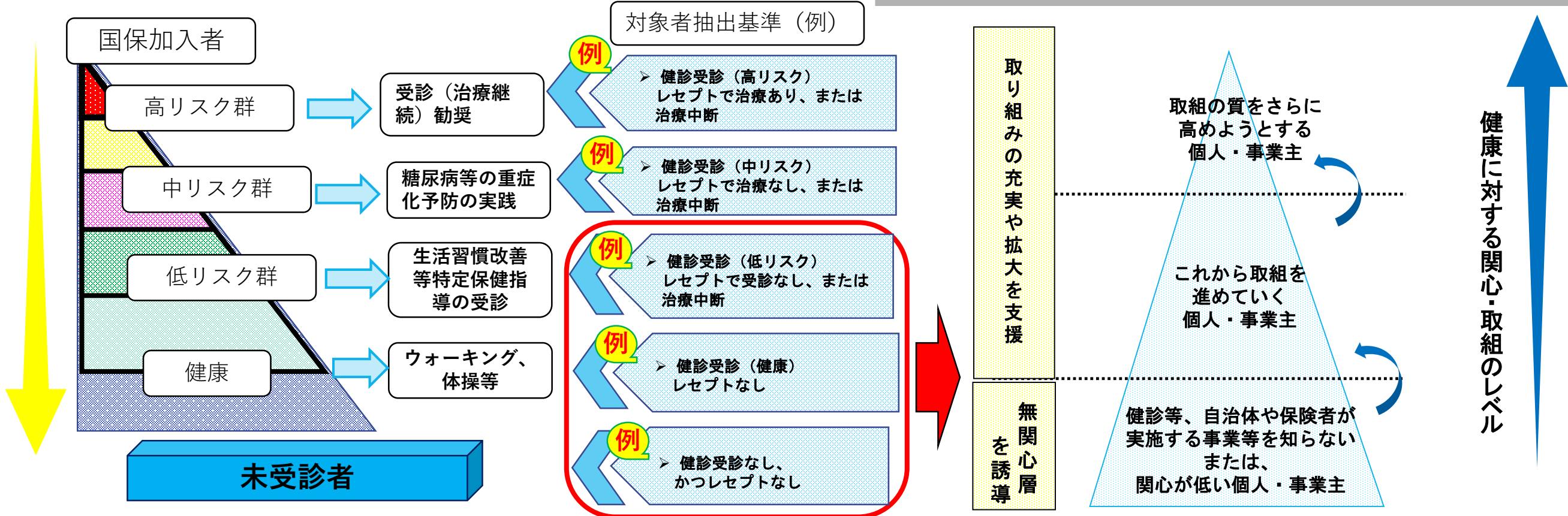


3. 医療費分析を活用した疾病・重症化予防

レセプトと健診結果を突合して、年齢・性別や市町村別に対象者を抽出し、**県内で標準化**
→対象者の明確化、効果的な保健指導や受診勧奨の実施

4. 健康に対する関心や取り組みのレベルに応じた支援

個人への**インセンティブ事業の全県展開**（県内11市町村で既実施）
→無関心層（未受診者等）やこれから取り組みを進めていく個人を誘導
※事業主に対する事業は健康増進課で実施【健康経営認定制度】



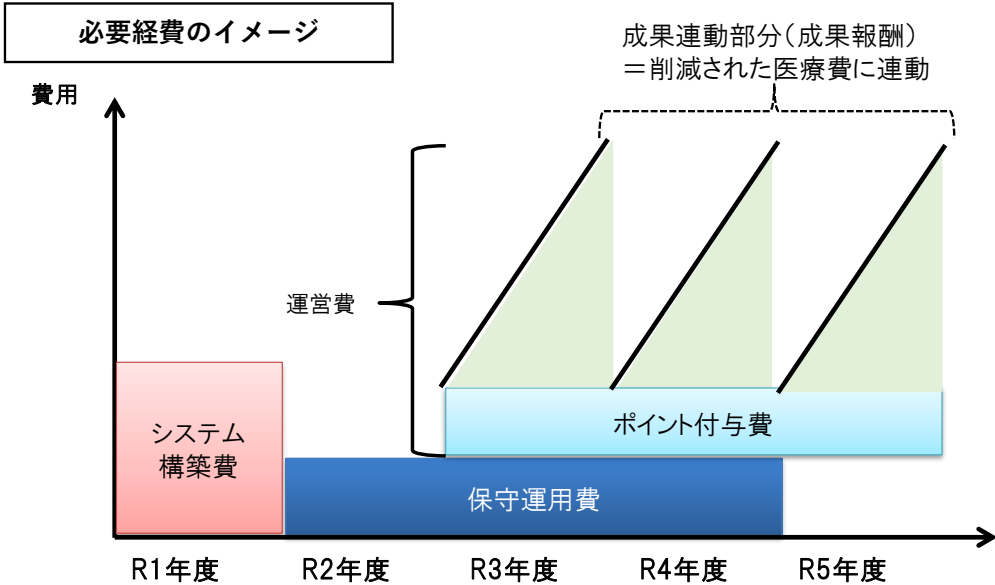
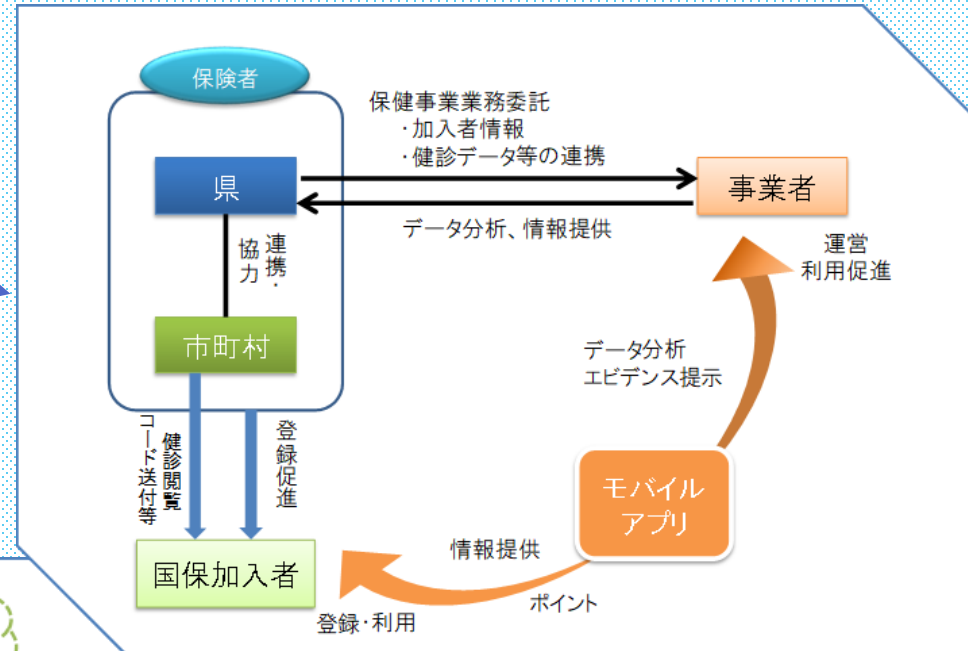
やまなしデータdeヘルス事業 ～成果連動型の予防・健康づくり事業～

ICTを活用したヘルスポイント事業

- ▶ スマートフォンアプリの活用
- 登録者に応じた情報提供
- 個人への直接的な働きかけ
- 無関心層への働きかけ・意識付け(幅広い年代層)

- ▶ 被保険者の行動変容
- 医療費適正化
- 健康の保持増進

成果連動型事業



スケジュール(案)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R元年度			補正予算計上	公募型プロポーザル	決定		基盤整備		
								広報(周知・登録者募集)	
R2年度									
R3年度									
R4年度				5月					
R5年度							5月		5月
	登録者利用				医療費の状況評価	支払		医療費の状況評価	支払
								医療費の状況評価	支払

概要

【事業主体】

・山梨県

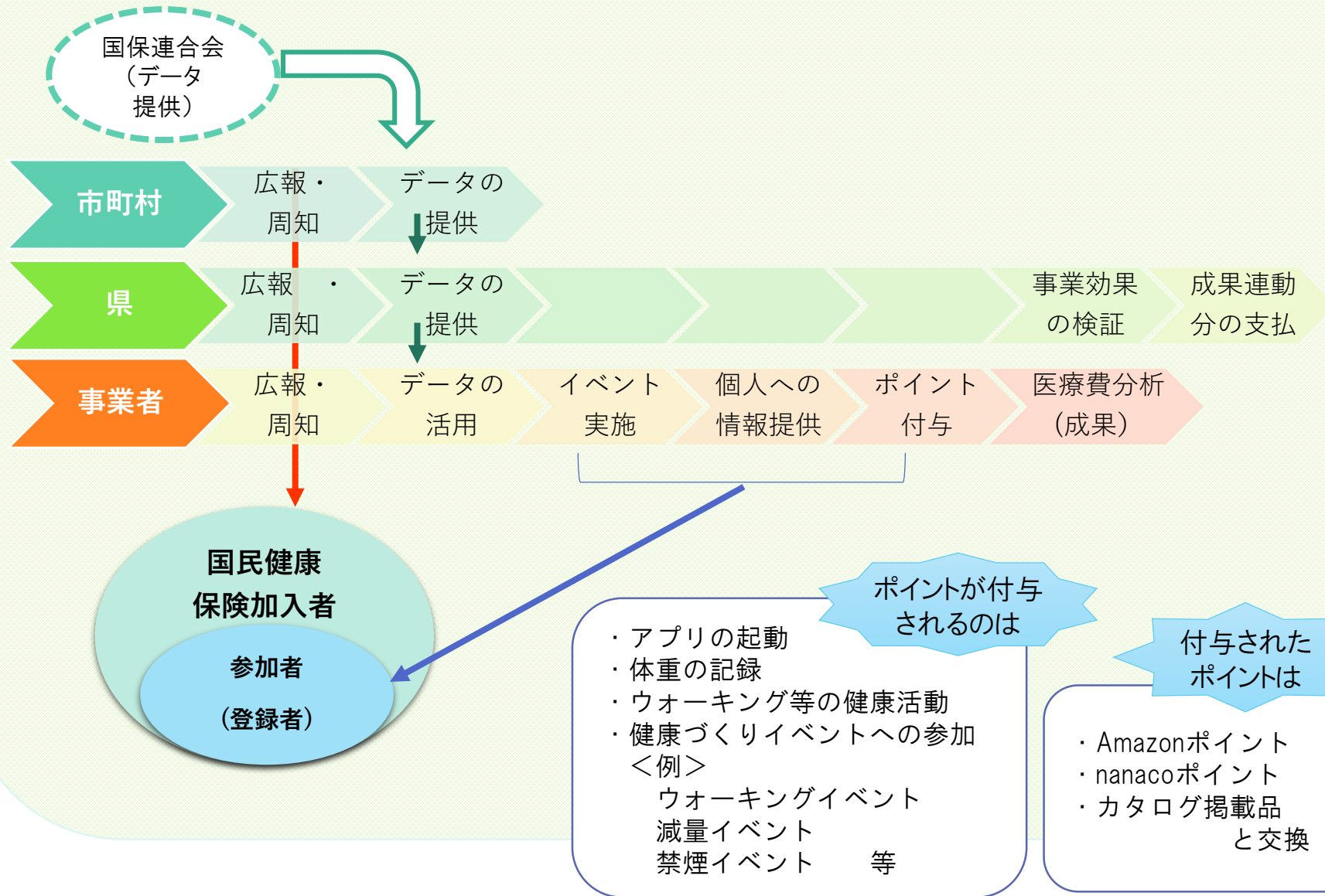
【対象者】

・国民健康保険加入者(被保険者)
・19歳以上

参加者(登録者)

1. 被保険者の1%以上の登録者を想定
○ 被保険者数 196,318人(H31.3末)の1% → 1,963人 → 約2,000人
2. 取組の拡大
○ 全世代を対象としているが、特に健康無関心層や若年層へ働きかけ、健康への意識付け、行動変容を促す。
3. 参加(登録)に向けての取組
○ 県の広報を活用し、参加者の拡大を図る。
○ 健康無関心層や若年層に向けて、広報誌やテレビ・ラジオのスポット放送だけでなく、Twitter等による広報も実施していく。
○ 市町村の広報を活用し、多くの市町村からの参加につなげる。
○ 被保険者証送付時に、国保加入者に向けて、事業を案内し、参加(登録)を呼びかける。
○ 登録につながるような広報の提案を事業者を求める。

役割



健康無関心層への働きかけ



都道府県国保ヘルスアップ支援事業の創設

【経緯】

- 平成30年度以降の国保制度改革により、**都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添)においても、都道府県は、**保健事業を含む医療費適正化に向けた取組(現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等)**を推進することが期待されている。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (抜粋)

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

3. 主な記載事項※

(5) 医療費の適正化に関する事項 (現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。
(医療費適正化に向けた取組)
 - 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。
- 更に、平成30年度からは、都道府県は**保険者努力支援制度において評価**されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組(特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等)が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した**「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」**を創設する。

※ 平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。

都道府県国保ヘルスアップ支援事業の交付要件等

都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設する。

【交付対象】

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業。

※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費に相当する科目により実施する事業に充当

※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意

※3 委託可

（事業内容）

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

▪ 都道府県レベルの連携体制構築(連携会議の開催等)

▪ 保健事業の対象者抽出ツールの開発

▪ 市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備(管内市町村共通ヘルスケアポイント制度の創設等)

▪ 人材育成(管内全域から参加できる研修の開催等)

B. 市町村の現状把握・分析

▪ KDBと他のDBを合わせた分析

C. 都道府県が実施する保健事業

▪ 保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

【交付要件】

○ 事業ごとの実施計画(単年又は複数年)の策定

○ 事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)・評価方法の設定

※翌年度も同じ事業を申請する場合は評価指標による成果報告

○ 第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

【交付限度額】

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円